

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

扶養親族の定額減税

Q : 扶養親族は、定額減税の月次減税額の計算に含めますか？

A : 扶養控除等申告書に氏名等が記載されている居住者は含めます。

【解説】

給与所得者の定額減税は、その主たる給与の支給者のもとで、扶養控除等申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)について、月次減税及び年調減税が行われます。

そして、月次減税は、基準日在職者(令和6年6月1日)が提出した扶養控除等申告書に氏名等が記載されている「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」(扶養親族等)のうち、居住者である人についてその計算に含めることとされています。

ただし、その扶養親族等が他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書(住民税に関する事項)において扶養親族として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の定額減税額の計算に含めることとなります。

また、扶養控除等申告書(住民税に関する事項)の「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄に記載された16歳未満の扶養親族については、その扶養控除等申告書に記載された令和6年中の所得金額の見積額には退職所得を含んでいませんので、その扶養親族の令和6年中の退職所得を含んだ所得金額の見積額を基準日在職者に別途確認し、月次減税額の計算に含めるべき扶養親族か否かを判定することになります。

